

産業廃棄物収集運搬業務委託仕様書

- 1 委託内容
県立延岡病院から排出される産業廃棄物の収集運搬業務
- 2 排出事業場
延岡市新小路2丁目1番地10 県立延岡病院
- 3 委託する産業廃棄物の種類及び数量見込み
別紙のとおり
- 4 委託する産業廃棄物の搬入先
県立延岡病院と委託契約を締結した処分業者の事業場
- 5 産業廃棄物の収集運搬日
産業廃棄物の収集運搬は、原則として1週間に3回行うこと。
ただし、甲が必要と判断した場合、またはその日が休日の場合は、事前に甲乙協議の上、収集運搬日を設定変更することができる。
- 6 完了報告
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが管理運営している電子マニフェストシステム（JWNET）を利用し報告する。
- 7 契約期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 8 事業所への立ち入り調査
県立延岡病院は、排出された産業廃棄物が契約どおりに処理されているかを確認するために、事業所への調査を行うことができるものとする。
立ち入り調査については、事前の通告なしに抜き打ちに行うこともある。